

4. 推薦に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は進学・就職の推薦に関し必要な事項を定める。

(推薦委員会)

第2条 推薦の可否を審議するために推薦委員会（以下「委員会」と称する）を設置する。

- (1) 委員会の構成は次の通りとする。

教頭（委員長）、進路指導部主任（副委員長）、推薦入試係、3学年主任、当該学科主任、当該学級担任

- (2) 委員長は、必要に応じて委員会を召集する。

(推薦基準)

第3条 4年制大学及び短期大学への推薦は、次の基準を満たす場合に行う。

- (1) 当該大学の推薦条件を満たし、第1志望の大学であること。

(2) 3ヶ年の評定平均値が原則として3.0以上であること。且つ3ヶ年を通じて評定1の科目がないこと。ただし追認考査で単位認定をうけた者は、推薦基準を満たすものとする。

(3) 3カ年を通算して、無届欠席が6回以内、無届欠課が9回以内、遅刻が15回以内であること。さらに、講座（早朝・土曜）、必修模試等の勤怠状況も推薦の判断材料とする。

(4) 3ヶ年を通して人物素行が良好で、且つ懲戒指導を受けていないこと。但し、1、2年次に懲戒指導を受けた生徒がその後、生活態度が良好な場合は、職員会議の承認を得て推薦することができる。（3年次に懲戒指導を受けた場合は推薦することができない。）

(5) 保護者の承認を得ていること。

(6) 学校が実施する実力テスト・学校内外の模擬試験を受験していること。

第4条 専門学校・各種学校及び就職についての推薦は、前条の4年制大学及び短期大学の推薦基準を参考にして行う。

(推薦の手順)

第5条 推荐の手続きは、次の手順で行う。

(1) 6月中旬までに、生徒向けの推薦入試説明会を行う。推薦入試出願希望者は、本説明会への出席を校内推薦志願の必須条件とする。なお、本説明会は、生徒の希望状況に応じて6月以降も弾力的に開催することができる。

(2) 7月下旬頃に、指定校推薦一覧を各クラスに掲示し、生徒への周知を図る。掲示期間は7月末日までとする。

(3) 第3条の推薦基準を満たしたうえで、国公立大学、私立大学指定校推薦またはその他私立大学・短期大学等への推薦入試出願を希望する生徒は、8月下旬までに進路指導部へ校内推薦出願届（進路指導部作成）を提出する。提出期限については、年度ごとに検討し適切な期限を設定する。

(4) 委員長は、9月上旬までに、推薦者の決定に関する委員会を開催する。その会議において委員会への参加者は、3学年担任を含めない。

推薦に関する規程

- (5) (4) の委員会においては、校内及び出願先大学の推薦基準を満たしているか否かの確認を行うとともに、提出された校内推薦出願届をもとに推薦者を決定する。
- (6) (4) の委員会における選考結果については、本委員会開催日以降に開かれる最初の職員朝会において報告する。その際、全職員に対し、推薦者の決定に関する疑義がある場合は同日正午までに教頭に報告するよう確認する。
- (7) (6) について疑義がない場合は、同日午後以降担任を通じて生徒へ選考結果を報告する。

(指定校推薦)

第6条 本校を指定する大学は、毎年公表する。

(推薦校入学の優先)

第7条 推薦校に合格確定後は入学辞退をしてはならない。ただし、推薦中に他校へ受験することはできる。

(Ⓐに関する規程)

第8条 Ⓐとは、A段階に属する生徒で、人物、学力ともに優秀で、学校長が責任をもって推薦できるものについては、「学習成績概評」の欄にⒶと標示することができる。

なお、この場合には「備考」の欄にその理由を明示しなければならない。

第9条 本校では、次に掲げる生徒をⒶとする。

評定平均値が4.3以上で、本校の推薦基準を満たし、推薦委員会で人物優秀であると認められた者。

附 則

この規程は、平成3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。